

4 入学考査料及び授業料等について

(1) 入学考査料・入学料・授業料 (平成31年4月1日現在)

区分	入学考査料	入学料	授業料(注1) (通信制課程は通信教育受講料)		
			年額	納入回数	1回の納入額
全日制課程	2,200円	5,650円	118,800円	2回 (注2)	第1回: 年額の3/12 第2回: 年額の9/12
定時制課程	950円	2,100円	32,400円		
定時制課程 (単位制)	950円	2,100円	1単位あたり1,740円 ×履修単位数		
通信制課程	950円	500円	1単位あたり336円 ×履修単位数		

(注1) 平成26年度入学生から、**高等学校等就学支援金制度**が導入されました。就学支援金制度とは、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額を合算した額が50万7000円未満の世帯の生徒が申請を行い、受給認定された場合、学校に就学支援金を支給することで、その生徒の授業料等が無料になる制度です。返済の必要はありません。**ただし、支給手続きを行わない場合は、授業料を御負担いただくこととなります。**

また、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限(全日制36か月、定時制48か月)を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収します。

(注2) 授業料の納入回数は2回ですが、分割払いとすることも可能です。

* **入学料及び授業料の納入が経済的に困難な家庭については、免除又は2分の1に減額する制度があります。**詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校にお問い合わせください。

(2) 奨学のための給付金について

高校では、入学料及び授業料とは別に、学校ごとに決定した修学旅行等積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校徴収金の徴収があります。

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費等)の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に奨学のための給付金の認定を受けた方に給付金を支給しています。返済の必要はありません。

世帯区分	課程等	給付額(年額)
生活保護受給世帯	全日制課程	32,300円
	定時制課程	
	通信制課程	
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯	全日制課程	82,700円
	定時制課程	
	全日制課程	129,700円
	定時制課程	
通信制課程	36,500円	

4 关于报名费以及学费等费用

(1) 报名费、入学费、学费

(截至 2019 年 4 月 1 日)

分类	入学测验费	入 学 金	学 费 (注 1)		
			(函授制课程为函授教育学费)		
			年 额	交纳次数	每次的交纳额
全 日 制 课 程	2,200 日元	5,650 日元	118,800 日元	2 次 (注 2)	第 1 次: 年额的 3/12 第 2 次: 年额的 9/12
定 时 制 课 程	950 日元	2,100 日元	32,400 日元		
定 时 制 课 程 (学 分 制)	950 日元	2,100 日元	1 学分 1,740 日元 × 毕业总学分数		
函 授 制 课 程	950 日元	500 日元	1 学分 336 日元 × 毕业总学分数		

(注 1) 从 2014 年度入学的学生开始, 引入了高中等就学支援金制度。就学支援金制度是指, 由都道府县民税所得比例部分及区市町村民税所得比例部分不满 50 万 7000 日元的家庭的学生提出申请, 经认定后, 支付给学校就学支援金, 则该生的学费等将被免除。**但是, 若不办理支付手续, 则需要个人承担学费。**

另外, 已高中毕业或超过修业年限(全日制 36 个月、定时制 48 个月)的在校生, 不属于就学支援的对象, 原则上要征收学费。

(注 2) 学费的交纳次数为 2 次, 也可以分期付款。

* **针对因经济原因交纳入学金和学费有困难的家庭, 设有免除或减免二分之一费用的制度。** 具体事项请于确定入学之后, 直接向录取学校进行咨询。

(2) 关于奖学的给付金制度

在高中, 除入学金及学费外, 每所学校还会收取自行决定的修学旅行等公积金、学生会费、定时制高中的伙食费等费用。

自 2014 年度入学的学生起, 为减轻除学费、函授教育学费之外的教育所需费用(教科书费、教材费、学习用品费、上学用品费、课程外活动费、学生会费等), 面向家里有高中生且享受生活最低保障的家庭, 或者都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比例部分为非纳税的家庭, 通过了奖学给付金认定的学生, 可以获得给付金。该给付金无需返还。

家庭分类	课程等	给付额(年)	
享受生活最低保障家庭	全日制课程	32,300 日元	
	定时制课程		
	函授制课程		
区市町村所得比例额非纳税的家庭	全日制课程	第 1 个孩子	82,700 日元
	定时制课程		
	全日制课程	第 2 个孩子之后(家里有 15 岁以上 23 岁以下被扶养的兄弟姐妹或有在上高中的兄弟姐妹的学生)	129,700 日元
	定时制课程		
	函授制课程	36,500 日元	

(3) 給付型奨学金について

平成29年度から、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して学び、持てる可能性を最大限伸ばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等、生徒の意思により参加する教育活動にかかる経費等を、保護者の代わりに負担する都独自の現物給付方式の奨学金制度が導入されました。

支給対象者は、都立高校等に在籍する生徒のうち、以下の条件に該当する方です。

世帯区分	給付限度額（上限）
生活保護受給世帯、 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が 非課税の世帯	50,000円
都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の 合算が85,500円未満の世帯	30,000円

※ 上記世帯の生徒が申請を行い、受給認定されることにより、生徒が通う学校の教育活動にかかる経費に充てるものとして支給する制度です。返済の必要はありません。**ただし、学校の教育活動に参加しない場合は支給対象となりません。**

具体的な対象経費については学校によって異なりますので、詳細は入学が決定した際に、入学予定の学校にお問い合わせください。

(1) から (3) まで、また、制度全般については、以下にお問い合わせください。

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話 03(5320)7862(直通)

(3) 关于发放型奖学金

从2017年开始,不论家庭经济状况如何,为保障每位学生能够安心学习、发挥出自己最大的可能性,对于学生参加可以明确学习成果的资格考试或学校组织的学习型合宿(集训)、外语合宿等,以及学生自愿参加的教育活动的相关经费,引入了由东京都代替监护人以现金进行支付的奖学金制度。

支付对象为就读于都立高中等学校、且符合下列条件的学生。

家庭分类	发放金额限度
享受生活最低保障家庭、 都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比 例部分为非纳税的家庭	50,000 日元
都道府县民税所得比例部分及区市町村所得比 例部分的总额不满 85,500 日元的家庭	30,000 日元

※ 上述家庭的学生进行申请、并获得认定后,学生在学校产生的教育活动的经费由东京都支付,且无需返还。**但是,若不参加学校的教育活动,则不能获得该经费。**

具体的经费内容根据学校会有所不同。详情请在确定入学时,咨询预计入学的学校。

关于(1)至(3)的所有制度,请向以下部门咨询。

东京都教育厅都立学校教育部高等学校教育科经理担当 电话 03(5320)7862(直拨)

